

報告：タイトル？

東日本大震災復興支援委員会

原子力発電所事故に伴う健康影響評価と国民の健康管理並びに医療のあり方検討分科会

はじめに

- 事故とその後に関する概要
経緯に加えて含めてはどうかと思われること
 - 除染による外部被ばく軽減対策の実施
 - 食品検査の実施を含む内部被ばく軽減対策の実施
 - 避難したことによる健康被害、健康医療上の問題
 - さらなる放射能放出の防止策とその困難さ
 - 原子炉の現状把握の限界 - 現在の外部放出状況把握の困難
- 避難指示の時間的経緯と避難ルート、初期被ばく、その後の空間線量
- 避難に伴う震災関連死
- 避難先の地理的範囲、避難生活に伴い起きている問題

健康管理と医療に関する関係機関の取り組み

- 健康調査の目的は、①当事者が自分の健康状態（被曝状況とその影響）について知る権利を保障し、②それを現に住んでいる場所や住むかもしれない場所の放射線汚染状況についての情報と結びつけることによって、どこに住むかを含めて自らの生活のあり方を選択する権利を保障し、③万一、健康に異変が生じた場合は速やかに必要な医療上の措置をとることを保障し、④個々人の健康状態についてのデータの集積をもとに、低線量被曝の影響についての疫学的予測を可能にする（分科会資料：小森田先生ご意見）。
- 低レベル放射線被ばくによる健康影響の新知見
 - 一見、相反する知見があっても、それらを集積した上でのメタアナリシスの可能性・必要性を解説していただくということはいかがでしょうか
- 環境省（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議）
- 原子力規制委員会
 - 2913.11.20 帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）
 - ☆ 国は、帰還の選択をするか否かに関わらず、個人の選択を尊重しなければならない。避難している住民の種々の不安に応えるに際し、国は、必要な措置について総合的に検討し、実行することが必要。
- 福島県（県民健康調査）
- 日本医師会、同総合政策研究機構

- 関連のご活動
- 2014.2.22 日本医師会総合政策研究機構・日本学術会議共催シンポジウム共同座長取りまとめ
 1. 国・福島県・東電、そして専門家・科学者は健康支援対策への信頼の回復を
 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響の科学的解明を
 3. 国・福島県・東電は生活再建の総合的な環境対策と地域づくりの支援を
 4. 国の健康支援システム・汎用性のあるデータベースの構築を
 5. 住民や作業員への健康支援・人的資源育成等のためのナショナルセンター整備を
 6. 健康権の概念を尊重し長期的かつ幅広い視点からの健康支援体制の構築を
- 学術会議から発出された関連する提言
 - 21 期提言の確認
 - 2011.6.17 日本学術会議会長談話「放射線防護の対策を正しく理解するために」
 - 2011.9.27 提言「東日本大震災とその後の原発事故の影響から子どもを守るために」東日本大震災対策委員会・臨床医学委員会出生・発達分科会
 - 2012.4.9 提言「放射能対策の新たな一步を踏み出すために - 事実の科学的探索に基づく行動を - 」日本学術会議東日本大震災復興支援委員会放射能対策分科会
 - ◇ 被ばく線量の推定と住民健診・検診を継続して実施するべき
 - ◇ 健康異常を発見した際には、住民が速やかに適切な治療を受けられるよう、地域での医療体制を整えるべき
 - ◇ 住民帰還後にわたる除染目標の設定、除染作業の管理など適切な施策を実施するべき
 - ◇ 発がん率、がん死亡率に関して放射線量に対する線量反応曲線を推定するための適切な疫学的研究を計画し、政府・自治体の協力の下実施し、その他基礎研究との統合的理解を図るとともに、その結果を速やかに住民の健康管理に反映させるべき
 - ◇ 放射能汚染の実態と健康被害をより正確に把握し、適切な除染と健康被害防止策を講じるために、政府と学界が、放射能健康影響評価の全貌を把握する領域横断的研究体制を協働して構築するべき
 - 2014.9.19 提言「復興に向けた長期的な放射能対策のために - 学術専門家を交えた省庁横断的な放射能対策の必要性 - 」日本学術会議東日本大震災復興支援委員会放射能対策分科会
 - ◇ 福島県は、引き続き放射線による健康への影響の発現を監視する健康調査を継続すべき
 - ◇ 科学者コミュニティは、健康を総合的に理解し保護するための考え方、健康調査体制のあり方、健康調査結果の伝え方等について、住民との十分な対話を踏

まえつつ、不断の改善を図るよう、全力を尽くすべき

- ☆ 健康調査結果に基づく有病率の適切な解釈を行うとともに、万一、心身の健康異常を発見した場合は、国や県は充実した医療を提供すべき
- ☆ 健康調査の対象地域の妥当性については、国は初期被ばくに関する新たな知見を踏まえ再検討すべきであり、科学者コミュニティはこれらの活動を支援すべき

現在の健康管理と医療に関して認識された問題点

- 「健康」（身体的、精神的、社会的、環境的）の包括的な理解と保護の捉え方の不足
- 事故後の健康調査のあり方
 - 目的、対象者（地域）、調査項目、検査方法（？）、説明方法（検査前、結果）
- こころの健康（子ども、成人、家族）：問題の複雑さ、深さとケアの難しさ
- 検査による恩恵と不利益の両面性
- 作業従事者の健康管理
- 支援者の疲弊を踏まえたより多層的で手厚い支援体制の必要性
- 医療のありかた
- 避難に伴う社会的権利の保障：必要性に触れて、小委員会からの提言を紹介

より良い健康管理と医療の提供へ向けた今後の活動の一助として（「提言」に代えて）

- 国へ
- 県へ
- 健康管理と医療に携わる専門家へ
- （研究者へ）